

(別表)

区分	別記1	別記2
暮らし・手続等	住民票	続柄を「縁故者」とすることができる。 住民票同一世帯のパートナーは、住民票の写しの請求が同一世帯員としてできる。
	町営住宅の入居	町営住宅にパートナーと入居申請ができる。
	国民健康保険制度	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。
	後期高齢者医療制度	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。
	町税に関する証明	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。
	課税状況等の照会	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。
	土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産税の課税内容の照会	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。
	納税証明の交付申請	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略できる。
	空き家活用補助金	空き家のリフォームや撤去に関する補助金を利用することができる。
	生活保護	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができる。
	生活困窮者自立支援事業	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができる。
	個人情報開示請求	亡くなったパートナー、委任状を提出できないパートナーの個人情報の開示請求ができる。
	埋火葬の許可申請	パートナーが埋火葬の許可申請できる。
障がい者福祉	身体障がい者などに対する軽自動車税の減免	重度の身体障害者などの方と生計同一者の場合は申請ができる。
	日常生活用具給付	パートナーが代理申請できる。
	障がい者住宅改造費補助	補助金の申請について、二人が同居する場合は同一世帯とみなす。
高齢者福祉	日常生活支援(家族介護用品支給など)	おむつを使用している在宅の高齢者を介護しているパートナーは家族として申請できる。
	緊急通報装置	パートナーが代理申請できる。
	要介護認定の申請	家族による代理手続きと同様にパートナーからも申請ができる。
	高齢者等住宅改良費補助	補助金の申請について、二人が同居する場合は同一世帯とみなす。
	家族介護教室	高齢者を介護しているパートナーを家族として扱う。